

ハッチングなし:7/26資料提出以降のコメント又は過去のコメントが継続しているもの  
 黄色ハッチング:8/26提出資料にて反映したものの  
 灰色ハッチング:7/26提出のコメントリストで以下の観点から対応済としたものの  
 ・ファクトの整理や誤った記載、資料の体裁に関する内容であり、過去の提出資料に反映済で7/26提出資料で内容を踏襲しているもの。  
 ・資料そのものの記載に関する内容であり、資料へ反映し説明済み又は当

No	分類	NRAコメント	ヒアリング/審査会合	資料	原燃回答	対応状況
1	整理資料への記載方針	再処理施設の方は既にあるものを共用されることにより影響がないことがメインであるが、廃棄物管理施設では今までなかったもの共用することで増やすような形になる。そのところを申請書でどう書こうとしているのか説明が必要。具体的には、廃棄物管理施設オリジナルとして説明しなければならないものと、再処理施設で基準適合しているものを使用することで説明を省くこととしているものがあれば、申請書でどう書いているので既許可の記載が変わらないという説明を受けなければならない。 中身自体がどうこうというよりは書きぶりとして整理すること。	ヒアリング (2022/6/22)	(2021/6/25) 整理資料(本文、第2表)	「整理資料 第2表 本変更による事業許可基準規則(第二条から第十九条)への適合性の確認結果について」に、「本変更による既許可事項への影響」欄を追加し、既許可の設計方針等が変わらない理由を追記する。 また、「整理資料 2. 変更の内容」に、上記に対する申請書への記載箇所を添付書類五の「1.6.9「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に対する適合」として以下のとおり反映する旨を記載する。 ・新たに共用する設備がある条文について、共用を考慮して適合する旨を追記 ・第1貯蔵系を共用しても、廃棄物管理施設の既許可の設計方針等に変更がない条文について、その理由を追記	2022.6.30提出資料に反映 ・廃棄物 整理資料(本文(2、表1、4、第2表)、補足説明資料2(3))
2	整理資料への記載方針	既許可の18条整理資料において、火災感知設備へ予備電源から給電することとしている。第1貯蔵系で共用する火災感知設備等についても、それに従った対応が必要であり、既許可の廃棄物管理施設側の予備電源から給電するのか、再処理側から給電するのか、蓄電池等で対応するのかを整理すること。	ヒアリング (2022/6/22)	(2021/6/25) 整理資料(本文、第2表)	第1貯蔵系で共用する火災感知設備に対する予備電源は、再処理施設の運転予備用ディーゼル発電機であることから、当該設備を共用する方針を追記する。	2022.6.30提出資料に反映 ・再処理 整理資料(本文(2、表1、4、第1表及び第2表)、補足説明資料1(3及び添付資料1)並びに補足説明資料3) ・廃棄物 整理資料(本文(2、表1、4、第1表及び第2表)、補足説明資料1(3及び添付資料1)並びに補足説明資料3)
3	整理資料への記載方針	廃棄物管理施設の整理資料で追加された本変更による既許可事項への影響を含め、申請書本文・添付の記載変更箇所および記載内容が具体的に分かるよう整理資料を修正すること。	ヒアリング (2022/7/6)	(2022/6/30) 整理資料(本文、第2表)	本文・添付書類の記載の変更箇所と内容を記載する。	2022.7.8提出資料に反映 ・再処理 整理資料(本文(2)) ・廃棄物 整理資料(本文(2))
4	整理資料への記載方針	申請書添付書類に記載する廃棄物管理施設から受け入れる雑固体の廃棄物特性が再処理施設と同等であることを確認する記載について、廃棄物特性とは具体的に何か記載すること。	ヒアリング (2022/7/12)	(2022/7/8) 整理資料(本文)	申請書添付書類記載の「廃棄物特性」として、廃棄物の種類、表面線量当量率及び質量を記載する。	2022.7.15提出資料に反映 ・再処理 整理資料(本文(2)) ・廃棄物 整理資料(本文(2))
5	整理資料への記載方針	遮蔽の機能を期待する第1貯蔵系を収納する第2低レベル貯蔵建屋の壁は共用に当たる。事業許可の本文・添付の記載を参照し、適切に展開すること。	ヒアリング (2022/7/20)	(2022/7/15) 整理資料	申請書本文及び添付書類に第2低レベル貯蔵建屋の外壁の一部を遮蔽として共用する旨を記載する。	2022.7.21提出資料に反映 ・再処理 整理資料(本文2、4、表1、第2表)、補足説明資料1(3及び添付資料1)並びに補足説明資料3(2及び3)) ・廃棄物 整理資料(整理資料(本文2、4、表1、第2表)、補足説明資料1(3及び添付資料1)並びに補足説明資料3(2及び3))
6	整理資料への記載方針	設工認の共通05に記載予定の「廃棄物管理施設における現在の廃棄物発生予想量が、ガラス固化体の受入計画に基づいた施設の稼働状況によって満杯時期が延びていること」について、事業許可側の整理資料(補足説明資料)にもなお書きで簡潔に記載すること。	ヒアリング (2022/8/24)	(2022/8/22) 整理資料	廃棄物管理施設の補足説明資料4へ廃棄物管理施設の廃棄物発生予想量に関して記載する。	2022.8.26提出資料に反映 ・廃棄物 整理資料(補足説明資料4)